

その他の扶助・加算における検証に必要なデータの 収集・整理及び検証手法の開発に向けた検討

その他の扶助・加算に関する検証の考え方

生活扶助(第1類・第2類)以外の扶助・加算については、生活扶助(第1類・第2類)では対応できない被保護世帯の特別な需要に対応するものとして設けられているところである。

各種扶助・加算においては、近年、冬季加算、住宅扶助について順次検証を行っているが、各種扶助・加算が創設されて以後、その内容や水準について検証が行われていないものもある。

そのため、各種扶助・加算の検証については、まずはこれまでに検証作業を行っていないものを中心に、以下の視点により検証を進めてはどうか。

【検討における基本的な視点(案)】

- 各種加算等が対応する特別な需要の内容を把握するに当たり、まずはどのようなデータを用いて、どのような方法で把握していくのか、検討が必要ではないか。その上で、特別な需要に対応する加算等の内容やその水準の妥当性について検証してはどうか。
- 各加算等の検証にあたっては、他法他施策との関係を十分に踏まえて検証する必要があるのではないか。

生活保護基準における各扶助・加算の概要及び近年における検証等の状況

○各種扶助

	扶助名	概要	近年における検証等の状況
生活扶助	第1・2類	基本的な日常生活費に係る経費の補填として支給	全国消費実態調査等を基に5年ごとに検証 <直近平成24年> (毎年度、国民の消費動向などの社会経済情勢等を総合的に勘案して改定)
	冬季加算	冬季において増加する暖房費等の経費の補填として支給	平成26年に地域の冬季における光熱費の消費実態を踏まえて検証
	入院患者日用品費	病院等の入院患者に対し、身の回り品等の日常生活費の補填として支給	近年の検証実績なし (毎年度、第1・2類の改定率並びで改定)
	介護施設入所者基本生活費	介護施設入所者に対し、身の回り品等の必需的な日常生活費の補填として支給 (例: 歯ブラシ、下着、寝衣)	近年の検証実績なし (毎年度、第1・2類の改定率並びで改定)
	各種加算	妊産婦や障害者等、特別な需要に必要な経費の補填として支給	(別途記載)
	期末一時扶助	年末において増加する食費や雑貨等の経費の補填として支給	平成24年に年末における消費実態を踏まえて、世帯人員毎のスケールメリットについて検証
	一時扶助	保護開始、出生、入学時などの際に、被服費や家具什器等の物資がなく、緊急やむを得ない場合に必要経費の補填として支給	(それぞれ物価等の動向に応じて金額を改定)
	住宅扶助	借家借間に居住する者に対し、家賃や転居時の敷金、契約更新料などの補填として支給	平成26年に家賃等について地域の家賃実態との均衡が図られているか等の検証を実施
	教育扶助	小学生、中学生に対し、義務教育に係る必要な学用品費や教材代、給食費等の補填として支給	近年の検証実績なし (毎年度、就学奨励法学用品費の改定率並びで改定)
	介護扶助	介護保険サービスの利用に係る経費の補填として支給	(現物給付)
	医療扶助	病院等における医療サービスの利用にかかる経費の補填として支給	(現物給付)
	出産扶助	出産に伴い必要となる分娩介助や検査、室料などの経費の補填として支給	(毎年度、出産費用の実態を踏まえて改定)
	生業扶助	自営等を行うための経費、技能を修得するための経費や高等学校等に就学するための経費の補填として支給	近年の検証実績なし (H17高等学校等就学費創設)
	葬祭扶助	葬祭に伴い必要となる葬祭料や読経料などの経費の補填として支給	(毎年度、葬祭費用の実態を踏まえて改定)

○各種加算①

加算名	概要	対応する特別な需要	論点	改定方式
妊産婦加算	妊産婦(妊娠中及び産後6ヶ月以内)に対し、追加的に必要となる栄養補給等の経費の補填として支給	妊産婦の母体保護、栄養補給等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 追加的に必要となる栄養補給等の経費を補填するものとして支給されているが、水準均衡方式により基準生活費を算定している中で加算のあり方をどう考えるか。 ○ 栄養補給以外の需要をどう考えるか。 ○ 産婦に対する加算は、乳児の第1類との関係を整理する必要はないか。 	基本的には物価の伸び率で改定 ※
母子加算	ひとり親世帯に対し、貧困の連鎖の防止や子どもの教育機会を確保するためのものとして支給	貧困の連鎖の防止、子どもの教育機会を確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有子世帯に係る消費水準の検証の中で、加算の在り方を整理すべきではないか。 	
障害者加算	障害者に対し、追加的に必要となる居住環境の改善のための費用や点字新聞などの雑費等の経費の補填として支給	車イス、義足等の使用に伴う増加エネルギーの補填、点字新聞等の購入費用等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 三障害(身体障害、知的障害、精神障害)それぞれの特性を踏まえた需要について、どのようにして把握、評価するか。 ○ 居宅介護や福祉用具等の福祉サービスが拡充されていることを踏まえ、他法他施策との関係をどう考えるか。 	他の施策の各種手当の額に連動
重度障害者加算	重度障害者(特別児童扶養手当の支給要件に相当する障害者)に対し、重度の障害ゆえに生ずる特別な需要に対応するものとして支給	重度障害者の特別な需要		
重度障害者家族介護料	介護が必要な障害者を家族等が介護する場合に支給	同居する介護者の負担軽減		
在宅重度障害者介護料(他人介護料)	障害者が他人である介護者を必要とする場合に支給	同居者以外の介護者の確保に必要な費用		

※改定方式については、生活扶助基準が据え置きの場合は据え置いている。

○各種加算②

加算名	概要	対応する特別な需要	論点	改定方式
介護施設入所者加算	介護施設入所者に対し、理美容品等の裁量的経費の補填として支給	嗜好品、教養娯楽費、理美容代等の入所者が選択可能な裁量的費用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護施設入所者の生活費を考える上では、介護施設入所者基本生活費と一体的に入所時において必要となる生活費の需要を考える必要がないか。その際、入所時の必要な生活費をどのようにして把握、評価するか。 ○ 入所時に算定される各種加算の在り方について、どう考えるか。 	基本的には物価の伸び率で改定※
在宅患者加算	在宅患者(結核又は3ヶ月以上の治療を要する者)であって、追加的に栄養補給等が必要な場合に、追加経費の補填として支給	在宅患者の療養専念、栄養補給等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 追加的に必要となる栄養補給等の経費を補填するものとして支給されているが、結核患者が特に栄養を補給しなければいけない論拠があるか。また、水準均衡方式により基準生活費を算定している中で加算のあり方をどう考えるか。 	
放射線障害者加算	放射能による負傷、疾病の患者に対し、追加的に必要となる栄養補給等のための経費の補填として支給	被爆者の保健薬、栄養補給等(被爆者に対する各種手当を勘案)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被爆者にかかる特別な需要に対応する加算であるため、引き続き被爆者に対する各種手当の状況に応じて加算の算定を行ってはどうか。 	健康管理手当の額に連動
児童養育加算	児童の養育者に対し、家庭等における生活の安定の寄与、児童の健やかな成長に資するために支給	児童の教養文化的経費、健全なレクリエーション費等(児童手当相当)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有子世帯に係る消費水準の検証の中で、加算の在り方を整理すべきではないか。 	児童手当の額と同額
介護保険料加算	介護保険の第1号被保険者に対し、納付すべき介護保険料に相当する経費の補填として支給	介護保険料の実費	—	—

※改定方式については、生活扶助基準が据え置きの場合は据え置いている。

その他の扶助・加算に関する検証の進め方(案)

その他の扶助・加算に関する検証について、下記のとおり検討を行ってはどうか。

- 有子世帯に対する扶助・加算のあり方として一体的に検討を行うもの
 - ・教育扶助
 - ・生業扶助のうち高等学校等就学費
 - ・児童養育加算
 - ・母子加算
 - ・妊産婦加算
- 加算対象者の生活実態や特別な需要の把握方法等から検討を行う必要があるもの
 - ・入院患者日用品費
 - ・介護施設入所者基本生活費
 - ・介護施設入所者加算
 - ・障害者加算
 - ・在宅患者加算
- 出産扶助及び葬祭扶助については、対象経費が明確であることから、これまでどおり実態を踏まえた形で適切な水準を検討してはどうか。また、生業扶助については、今後の制度見直しの状況等を踏まえて、適切な水準を検討してはどうか。

(参考) 各種加算と扶助との関係

○ 居宅の場合

生活扶助
(第1・2類)



○ 1ヶ月以上の入院の場合

入院患者日用品費
※1



○ 介護施設入所の場合

介護施設入所者加算 ※2

介護施設入所者基本生活費 ※1



各種加算

妊産婦加算 ※3 母子加算 ※4 障害者加算 ※4 在宅患者加算 ※5 放射線障害者加算
児童養育加算 介護保険料加算

- ※1 入院・入所の場合、各種加算とは別に、食費の実費相当分が医療扶助又は介護扶助によって支給される。
- ※2 母子加算又は障害者加算が算定される場合については、介護施設入所者加算は算定されない。
- ※3 妊産婦加算は、入院中に食事が出る場合、算定されない。
- ※4 母子加算及び障害者加算両方の算定要件を満たす場合、いずれか高い加算額を算定する重複調整がある。
- ※5 在宅患者加算は入院入所中には算定されない。

各種加算の概要について

各種加算は、本体基準(基準生活費)には反映されない被保護世帯の特別な需要(支出ベース)に着目して設定するということが基本的な考え方であるが、歴史的経緯や他制度見合い(他制度による収入ベース)等に着目して設定されたものも多い。

1 妊産婦加算

趣 旨	母体保護、栄養補給等の妊産婦の特別な需要に対応。			
創設時期	S. 24. 5. 1			
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦の加算は、妊娠の事実を確認した日の属する月の翌月から行う。 ・産婦加算は、専ら母乳によって乳児を保育する産婦については6か月間その他の者は3か月間とする。 (専ら母乳によって：人工栄養の依存率が20%未満のもの。) ・病院等において給食を受けている入院患者等には行わない。 			
基 準 額		妊 婦		産 婦
		妊娠6ヶ月未満	妊娠6ヶ月以上	
1・2級地	8,960 円	13,530 円	8,320 円	
3 級 地	7,610 円	11,500 円	7,070 円	
				(平成28年度)
認定件数	3,674 件 (平成26年7月)			

2 母子加算

趣 旨	子どもの貧困の解消を図るため、ひとり親世帯(母子世帯・父子世帯等)の生活保護世帯に対し支給。	
創設時期	S. 24. 5 (平成21年4月に廃止後、同年12月に復活)	
対 象 者	父母の一方若しくは両方が欠けているか又はこれに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外のものが児童(18歳に達する以後の最初の3月31日までの間にある者)を養育しなければならない場合。	
基 準 額	在 1級地 22,790 円 宅 2級地 21,200 円 者 3級地 19,620 円 入院・入所 18,990 円	(子ども1人の場合・平成28年度)
件 数	129,958 件 (平成26年7月)	

3-1 障害者加算

趣 旨	<p>障害を抱える家族で、その看護にあたるものは、母子加算の趣旨同様、中等程度以上の労働に従事している状態にあることから、その増加熱量分を補填する。</p> <p>(注) 創設時は、看護にあたる者に対する加算であったが、27年5月(12次改定)から障害者本人に対する加算となった。</p> <p><特別な需要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料費：車イスの使用、義肢・義足の使用等のために必要な増加エネルギーの補填 ・住居費：障害に応じた居住環境、自炊等のための家庭用品等の改善費用 ・被服費：障害の部位等に応じて着脱が容易になるように特別にあつられなければならない等余分な費用が必要。 ・保健衛生費：障害の部位を清潔に保つ必要があるため薬品衛生材料等の保健医療費に余分な費用を要する。 ・雑費：身障団体、自助具の購入、点字新聞、点字誌の購入のための費用 <p>「例えば車イス、義足等の使用に伴う増加エネルギーの補てん、居住環境、家具、被服等の改善等の費用、自助具、点字新聞等の購入費用等が障害に応じて余分に必要となる。」</p> <p>(昭和55年12月中社審生活保護専門分科会中間報告)</p>		
創設時期	S. 24. 5		
対 象 者	<p>(1) 障害等級表の1級若しくは2級又は国民年金法施行令別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者</p> <p>(2) 障害等級表の3級又は国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者</p>		
基 準 額		(1)の者	(2)の者
	在 1級地	26,310 円	17,530 円
	宅 2級地	24,470 円	16,310 円
	者 3級地	22,630 円	15,090 円
	入院・入所	21,890 円	14,590 円
			(平成28年度)
認定件数	327,456 件 (平成26年7月)		

3-2 重度障害者加算

趣 旨	重度障害者の介護需要に対応。福祉手当が対象としている需要に見合った加算。57年4月1日より重度の障害ゆえに生ずる本人の特別需要に充当。
創設時期	S. 51. 1. 1
対 象 者	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者。</p> <p>重度障害者加算は、創設時から家族介護料の実質的改善を図るため併給を認めていた。それまで、他人介護料との併給は認められなかったが、57年より福祉手当の趣旨の変更に伴い、本人の特別需要という観点から併給を認めることとした。</p>
他 法	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正(50. 10. 1施行)</p> <p>福祉手当は、当初介護需要に当てられるものと解されていたが、56年以降、重度の障害者ゆえに生ずる本人の特別の需要に充てられるという考え方に変わっていった。</p>
基 準 額	14,600 円 (平成28年度)
認定件数	29,626 件 (平成26年7月)

3-3 重度障害者家族介護料

趣 旨	<p>食事、排便等の日常生活に支障のある重度障害者が、居宅において臥床している場合、この者に対して健全かつ安定した生活を営ませるため、家族の物心両面における労苦は計り知れないものがある。また、重度障害者の食事の世話、衣類の洗濯、補修、身の回りの世話などの介護に従事する者は、無業の者に比べ労作は強度であり、これに対する栄養その他諸雑費等の補給が必要であるにもかかわらず、何らかの需要も認めていない。</p> <p>このような介護料を支給することは、介護者の経済的負担を和らげ家庭と生活の安定を図ることとなる。</p>
創設時期	S. 46. 4. 1～
対 象 者	<p>障害者加算の(1)に該当する障害のある者であって当該障害により日常生活のすべてについて介護を必要とするものを、その者と同一世帯に属する者が介護する場合において支給する。他人介護料との併給は認められない。</p>
基 準 額	12,230 円 (平成28年度)
認定件数	1,461 件 (平成26年7月)

4 介護施設入所者加算

趣 旨	<p>介護保険制度の導入に伴い創設された介護保険施設の入所者に対して、介護報酬に含まれない日常生活需要に対応するものとして、新たに創設された「介護施設入所者基本生活費」と合わせて、月額2万円の最低生活費を保障するもの。</p>
創設時期	H. 12. 4. 1～
対 象 者	<p>介護保険法に規定する介護保険施設の入所者であって、障害者加算又は母子加算が算定されていないもの。</p>
基 準 額	9,690 円以内 (平成28年度)
認定件数	25,934 件 (平成26年7月)

3-4 在宅重度障害者介護料(他人介護料)

趣 旨	<p>障害者加算は介護を要する状態にある者の社会生活上のハンディキャップという類型的事情に対する考慮に基づき支給されるものである。そこで障害者加算の実施要領上の包括的な特別基準として、介護に要する費用が加算の基準額の枠内における取扱いにより難しい事由のある場合、3,000円の範囲内で特別基準の設定を認めた。</p>
創設時期	S. 32. 4. 1～
対 象 者	<p>障害者加算の支給対象に該当する者であって、その障害のため日常起居動作に著しい障害があることから他人の介護を必要とする者で現実に他人の介護を受けている場合に支給するものであり、その介護の需要に対応させることを目的とする。</p> <p>介護人をつけるための費用が、保護の基準内によりがたい場合であってやむを得ない事情あると認められるときは、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこととしている。</p>
基 準 額	69,960 円以内 (104,950円以内：特別基準) (平成28年度)
認定件数	574 件 (平成26年7月)

5 在宅患者加算

趣 旨	<p>在宅患者の療養専念、栄養補給等のための特別な需要に対応。</p>
創設時期	S. 25. 9. 1
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> 結核患者であって現に治療を受けているもの。 結核患者であって現に治療を受けていないが、医師の診断により栄養の補給を要するもの。 結核患者以外の患者であって3か月以上の治療を必要とし、かつ、医師の診断により栄養の補給を要するもの。 <p>(S33. 4～)</p>
基 準 額	<p>13,020 円 (1・2級地)</p> <p>11,070 円 (3 級 地) (平成28年度)</p>
認定件数	382 件 (平成26年7月)

6 放射線障害者加算

趣 旨	原爆の放射能による負傷又は疾病の状態にあるものにかかる保健薬、栄養補給等の特別の需要に対応。
創設時期	S. 43. 10. 1
他 法	原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（S43. 9. 1施行） 支給対象者：広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者 特別手当：被爆に起因する傷病による特別需要（栄養補給等）に対応。 原爆疾病に現に罹患している者とかつてしていた者に支給。 S. 56より「現在、負傷・疾病の状態にない者」に支給。 医療特別手当：「現在、負傷・疾病の状態にある者」に支給。 S. 56に現患者の特別手当と医療手当が統合。 健康管理手当：被爆者であって、機能・運動障害を伴う疾病にかかっている者（医療特別手当、特別手当受給者を除く）。
対 象 者	・被爆者援護法第11条第1項の認定を受けたもので、認定に係る負傷・疾病の状態にある者（現患者）、またはあった者（かつて患者）。 ・放射線を多量に浴びたことに起因する負傷又は疾病の患者（現患者）又は患者であった者（かつて患者）で、負傷・疾病が放射線を多量に浴びたことに起因する旨の厚生大臣の認定を受けた者。
基 準 額	42,990 円（現患者、医療特別手当受給者等） 21,500 円（かつて患者、特別手当受給者等）（平成28年度）
認定件数	115 件（平成26年7月）

7 児童養育加算

趣 旨	児童手当が児童の健全育成等のために多子を養育している世帯に対し広く一般的に支給され、その趣旨に従って用いられることとなったことに伴い、一般世帯との不均衡が生じないように生活保護基準で保障する最低生活においても加算を新設し児童の教養文化的経費、健全なレクリエーション費等の特別需要に対応。 昭和47年以降、児童養育加算は、児童手当の効果が生活保護受給世帯の子どもにも等しく及ぶよう、その額及び支給対象者を児童手当と同一となるよう改定してきたもの。
創設時期	S. 47. 3. 1～（S. 61. 10. 1「多子養育加算」から名称変更）
対 象 者	中学校修了までの児童を養育する者。（H. 22～）
基 準 額	児童手当と同額 15,000 円（3歳未満） 10,000 円（3歳以上小学校修了前、第1、2子） 15,000 円（3歳以上小学校修了前、第2子以降） 10,000 円（中学生）（平成28年度）
認定件数	123,331 件（平成26年7月）

8 介護保険料加算

趣 旨	介護保険制度の施行に伴い、65歳以上の被保護者は、第1号被保険者として介護保険料の納付義務を負うこととなった。 これにより、被保護者が負担すべき介護保険料について、新たな最低生活需要と位置付け、保険者に対して納付すべき介護保険料の実費を加算として認定するもの。
創設時期	H. 12. 4. 1～
対 象 者	介護保険の第1号被保険者であって、普通徴収の方法によって保険料を納付する義務を負うもの。 なお、老齢基礎年金等の受給者であって、介護保険料の特別徴収の対象となるものについては、特別徴収後の年金等受給額（手取り額）を収入認定する対応となるため、介護保険料加算の認定は行わない。
基 準 額	保険者たる市町村に対して納付すべき保険料の実費
認定件数	457,911 件（平成26年7月）

(参考)入院・入所の場合の生活扶助

○ 入院患者日用品費

趣 旨	入院中の生活費（被服費、理容衛生費、教養娯楽費など）に対応。
創設時期	S. 28. 7. 1
対 象 者	病院や診療所に1か月以上入院している患者。
基 準 額	22,680円以内 ※1 原則として全額（精神活動の減退等により日用品の需要の実態からその全額を必要としない場合で、その状態が相当期間継続すると認められる場合は、基準額の85%を標準として必要な額）を計上する。 ※2 手持金の累積が入院患者日用品費の6か月分の額を超える場合は、加算の計上を停止する。 (平成28年度)
認定件数	82,682 件（平成26年7月）

○ 介護施設入所者基本生活費

趣 旨	介護施設入所者に対し、身の回り品等の必需的な日常生活費の補填として支給（例：歯ブラシ、下着、寝衣）
創設時期	H12. 4. 1
対 象 者	介護保険法に定める介護保険施設に入所している者。
基 準 額	9,690 円（平成28年度）
認定件数	36,726 件（平成26年7月）

生活保護基準における各種加算の認定状況

	事業費 (平成26年度の推計)	認定件数 (平成26年7月31日時点)
妊産婦加算	4.6億円	3,674件
障害者加算	859億円	328,435件
介護施設入所者加算	31億円	25,934件
在宅患者加算	0.6億円	382件
放射線障害者加算	0.5億円	115件
児童養育加算	※255億円	123,331件
介護保険料加算	175億円	457,911件
母子加算	349億円	129,958件
合計	1,675億円	1,069,740件

資料:平成26年度被保護者調査年次調査(個別調査)をもとに保護課推計

※事業費の推計は以下のとおり

(各種加算の平成26年度基準単価)×(平成26年7月31日時点の人員数)×12月

※児童養育加算の認定件数は世帯件数のため、事業費の推計においては、3歳未満の児童数及び3歳～15歳未満の児童数を用いた。

参考:生活保護費負担金額に占める加算の事業費の割合 **4.6%**

平成26年度加算の事業費推計額 平成26年度生活保護費負担金実績額
 1,675億円 / 36,746億円 =4.6%